

工事現場における施工体制の点検要領の制定について

平成14年3月26日付会第663号（大臣官房会計課長から各部局長あて）

改 正

平成27年3月26日 财会第 896号

平成28年5月27日 财会第2160号

令和4年12月20日 财会第5173号

令和7年1月30日 财会第 441号

標記のことについて、別添のとおり制定し、平成14年4月1日から適用することとしたから通知する。

なお、本通達について、公表し閲覧に供することとするので、各部局においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく公表について（平成14年2月26日付财会第387号）による公表の方法により適切に対処されたい。

工事現場における施工体制の点検要領

1. 趣旨

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第16条の規定に基づき、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置として定めたものである。

また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2の5(5)において、統一的な監督の実施に努めるために策定することとされている要領として定めたものである。

2. 適用範囲

下記3から5の規定の適用範囲は、それぞれ次による。

- ① 下記3については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当する工事
- ② 下記4については、入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項に該当する工事
- ③ 下記5(1)については、請負代金の額が2,500万円以上の工事
- ④ 下記5(2)については、建設業法第3条第1項に規定される許可を必要とする者が契約の相手方である工事
- ⑤ 下記5(3)については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項に規定される適用事業に該当する工事
- ⑥ 下記5(4)については、建設業退職金共済制度の対象となる労働者が従事をする工事

3. 監理技術者等の専任の状況等の点検

(1) 専任の状況の点検

① 点検の方法

ア. 工事の請負人から、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置したことの報告を受けた以降遅滞なく、また契約の締結後概ね3か月ごとに、財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）がインターネットにより提供している工事实績情報の検索サービス（以下「工事实績情報提供」という。）を用い、当該監理技術者等が、当該工事以外の工事で、工事实績情報提供に登録されている工事の監理技術者等として配置されていないことを確認する。

イ. 共同企業体にあつては、全ての構成員の監理技術者等について、上記と同様の確認を行う。

なお、経常建設共同企業体にあつては、「財務省所管の建設工事における共同企業体の取扱いについて（平成元年3月20日蔵会第763号）」の記の第2の2(3)ハにおいて、工事1件の請負代金

の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとされていることに留意すること。

② 措置の方法

ア. 当該監理技術者等が、当該工事以外の工事に配置されていることが確認された場合は、当該監理技術者等が配置されている工事で、当該工事以外の工事の発注者に対し、事実を確認するとともに、当該工事の請負人に対し、事情の聴取を行う。

イ. 上記アによった結果、当該工事に専任で配置されていないものと断定された場合は、当該工事の請負人に対し、専任で配置するよう是正を求める。

その結果、是正がなされなかった場合は、当該工事の請負人が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該工事現場の属する区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可等行政庁の長」という。以下同じ。）に対し、このことを通知する。

(2) 現場に常駐していることの点検

① 点検の方法

監理技術者等の職務は、建設業法第26条の4第1項により、建設工事の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督であり、また建設業法第26条第3項により、公共性のある施設等に関する重要な工事で政令で定めるものについては、当該監理技術者等は専任の者でなければならない。

上記に該当する監理技術者等が、その職務を適正に実施するための運用上の解釈として、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総健第315号）」の別添「監理技術者制度運用マニュアル」の三においては、当該監理技術者等は、常時継続的に当該建設工事現場に置かれていなければならないとしている。

これに基づき、概ね月に1回、監理技術者等が当該工事現場に駐在していることを確認する。

② 措置の方法

ア. 当該監理技術者等が、当該工事現場に駐在していないことが確認された場合は、当該工事の請負人から事情を聴取し、当該工事に関係のない業務を実施していたことが判明する等、当該工事に専任で配置されていないものと断定された場合は、前記(1)②イ. の措置を講ずる。

イ. 当該監理技術者等が、当該工事現場に駐在していないことが確認された場合であっても、当該工事に係る業務を実施していたことが確認された場合は、当該業務を当該工事現場外で行うことが、監理技術者等としての職務を適正に実施するために必要な行為であったこと及び工事現場との連絡体制が確保されていたことをあわせて確認する。

その結果、当該必要な行為でなかった又は工事現場との連絡体制が確保されていなかった場合は、当該工事の請負人に対し、監理技術者等としての職務を適正に実施するために必要な措置をとる

ことを請求する。

ウ. 前記①のとおり、専任とは原則常駐が求められるものであるが、例えば建築物の電気設備工事を単独で発注した場合において、当該建築物に設置する機器等の工場製作期間である等、工事現場における常駐を当然要しない場合があることに留意すること。

また、監理技術者制度運用マニュアルの三(2)にあるとおり、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるとされている（建設業法施行令第27条第2項）が、専任の監理技術者については、この規定は適用されないことに留意すること。

4. 施工体制台帳等の点検

(1) 施工体制台帳の点検

① 点検の方法

ア. 請負人から施工体制台帳の写しの提出があった以降遅滞なく、次について確認する。

- a. その原本が現場に備え置かれていること。
- b. 当該写しの内容が原本と相違ないこと。
- c. 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項に定めのある記載事項が漏れなく記載されていること。
- d. 上記同条第2項に定めのある添付書類に漏れないこと。
- e. 記載内容が「施工体制台帳の作成等について（平成7年6月20日建設省経建発第147号）」に基づくものであること。

イ. 施工体制台帳に変更があり、その写しの提出があった場合も、上記アと同様の確認を行う。

② 措置の方法

ア. 施工体制台帳が、上記①アに掲げる要件のうち、a、c、d又はeを満たしていない場合は、当該工事の請負人に対し、是正を求め、その結果、是正がなされなかった場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知する。

イ. 施工体制台帳の写しの提出がない場合は、当該工事の請負人に対し、提出を求める。

また、施工体制台帳の写しの内容が原本と異なる場合は、当該工事の請負人に対し、是正を求める。

(2) 実際の施工体制の点検

① 点検の方法

ア. 請負人から提出のあった施工体制台帳の写しと、工事現場における実際の施工体制との間に相違がないことの確認を、概ね月に1回行うものとし、点検すべき内容は、次のとおりとする。

- a. 施工体制台帳に記載のある監理技術者等（下請負人の主任技術者を除く。）が配置されていることとし、下記イによる。

- b. 施工体制台帳に記載のない下請負人が施工をしていないこととし、下記ウによる。
- イ. 監理技術者等に係る確認にあたっては、監理技術者については監理技術者資格者証の確認をもって行う。

また、元請負人の主任技術者については、所属する建設業者名が記載されている健康保険被保険者証の写し若しくは住民税特別徴収税額の通知書又はその変更通知書で最新のものの写しの提出を求め、確認するものとするが、これら写しが施工体制台帳の写しに添付されている場合は、これらの提出及び確認を要しない。
- ウ. 下請負人に係る確認については、元請負人が実施した安全訓練等の出席者名簿、下請負人に対する作業指示書等において、施工体制台帳に記載のない下請負人の名称等がないことを確認する。
- エ. 一括下請負の疑義がないことを、別紙「一括下請負に関する点検要領」に基づき点検する。
- オ. 工事請負契約を締結するにあたり、監理技術者並びに元請負人及び下請負人の主任技術者については、当該技術者の氏名、監理技術者又は主任技術者の別及び当該技術者が所属する建設業者の商号又は名称を記載し、当該技術者の顔写真を貼付したうえ、所属する建設業者の証明印が押印された名札を着用することを義務付けたうえで、概ね月に1回、これらの者が所定の名札を着用していることを確認する。
- カ. 下記②により、工事現場における実際の施工体制との間に相違があることが確認等された以降は、必要に応じ、上記アからオまでの確認又は点検の頻度を増すこと。

② 措置の方法

- ア. 次のいずれかに該当する場合は、当該工事の請負人に対し、事情の聴取を行うとともに、必要に応じ、監理技術者資格者証の交付機関に問合せる。
 - a. 施工体制台帳の写しに記載のある監理技術者等とは異なる者が配置されている場合
 - b. 監理技術者については、配置されている者が監理技術者資格者証の交付を受けていない場合及び監理技術者資格者証の記載事項に疑義のある場合等、監理技術者資格者証の内容に疑義のある場合
- イ. 監理技術者資格者証に記載のある建設業者に所属していることについて疑義のある場合は、所属する建設業者名が記載されている健康保険被保険者証の写し若しくは住民税特別徴収税額の通知書又はその変更通知書で最新のものの写しの提出を求め、確認すること。
- ウ. 上記ア又はイによった結果、監理技術者等の配置に虚偽があった場合は、当該工事の請負人に対し、是正を求め、是正がなされなかった場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知する。
- エ. 施工体制台帳に記載のない下請負人の名称等が、安全訓練等の出席者名簿等にあった場合は、当該工事の請負人に対し、事情の聴取を行い、その結果、施工体制台帳に記載のない下請負人が施工をしていることが確認された場合は、当該工事の請負人に対し、施工体制台帳の是正を求める。

その結果、是正がなされなかった場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知する。

オ. 一括下請負の疑義がある場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知し、当該行政庁が当該工事現場において、建設業法第31条第1項に基づく立入検査を実施する場合には、これに協力する。

その結果、一括下請負であると断定された場合は、当該工事の請負人に対し、是正を求める。

カ. 前記①オに規定する名札の着用がなかった場合は、当該工事の請負者に対し、是正を求める。

(3) 施工体系図の点検

① 点検の方法

施工体系図が、次の要件を満たしていることを、適時に確認する。

- a. 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられていること。
- b. 施工体制台帳の内容との差異がないこと。
- c. 記載内容が「施工体制台帳の作成等について（平成7年6月20日建設省経建発第147号）」に基づくものであること。

② 措置の方法

施工体系図が、上記①に掲げる要件を満たしていない場合は、当該工事の請負人に対し、是正を求める。

その結果、是正がなされなかった場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知する。

ただし、上記①に掲げる要件のうち、aについては、工事関係者が見やすい場所又は公衆が見やすい場所のいずれか一方に掲げられている場合においては、建設業許可等行政庁の長に対する通知を要せず、是正を求めることで足りる。

5. 工事实績情報の登録等の点検

(1) 工事实績情報の登録の点検

① 点検の方法

工事請負契約を締結するにあたり、当該契約の締結後、その変更契約の締結後、監理技術者等の変更後及び完成検査合格後のそれぞれについて遅滞なく、JACICによる工事实績情報提供に当該工事を登録すること、当該登録に先立って発注者による登録内容の確認を受けること及びJACICが発行する工事カルテ受領書の写しを提出することを義務付けたうえで、これら登録内容の確認及び工事カルテ受領書の写しの提出があったことの確認を行う。

② 措置の方法

上記①によった結果、不備がある場合は、是正を求める。

(2) 建設業許可を示す標識の点検

① 点検の方法

建設業法第40条の規定に基づき、工事現場において、公衆の見やすい場所に、許可を受けた建設業の名称等、建設業法施行規則第25条第1項に規定される事項を、同条第2項に規定される様式により記載した標識が掲示されていることを、適時に確認する。

② 措置の方法

上記①によった結果、不備がある場合は、是正を求め、是正がなされなかった場合は、建設業許可等行政庁の長に対し、このことを通知する。

(3) 労災保険に関する点検

① 点検の方法

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第49条の規定に基づき、労災保険に係る保険関係成立の年月日等、同条第1項及び第2項に規定される事項が、常時事業場の見易い場所に掲示する等、同項に規定される方法により、労働者に周知させていることを、適時に確認する。

② 措置の方法

上記①によった結果、不備がある場合は、是正を求める。

(4) 建設業退職金共済制度に関する点検

① 点検の方法

工事請負契約を締結するにあたり、建設業退職金共済組合に加入する等、期間を定めて雇用される者に対し、退職金を適切に支給することを義務付けたうえで、「建設労働者の福祉の充実について（平成5年8月10日建設省経労発第73号）」の記の2(4)②を受け、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識が掲示されていること（勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行するシールが貼付されていること）を確認する。

なお、当該制度の対象となる労働者が従事しない場合は、当該標識の掲示を要しないことに留意すること。

② 措置の方法

上記①によった結果、不備がある場合は、是正を求める。

6. その他

(1) 前記5(1)において、工事請負契約の相手方が工事实績情報提供に当該工事を登録する期限は、次のとおりとし、契約にあたり設計図書に明示すること。

① 当該契約及びその変更契約の締結後については、契約の締結をした日から10日以内

② 監理技術者等の変更後については、変更の事実が生じた日から10日以内

③ 完成検査合格後については、完成検査に合格した日から10日以内

(2) 点検様式は、参考様式1-1から1-8を参考とする。